

# 北広島町地域公共交通MaaS推進事業社会実装計画策定業務仕様書

## 1 業務名

北広島町地域公共交通MaaS推進事業社会実装計画策定業務

## 2 本仕様書の位置付け

北広島町地域公共交通MaaS推進事業社会実装計画策定業務仕様書は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、この仕様書において北広島町(以下「町」という。)が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法について、自由に提案することができる。

なお、この仕様書に記載する要件はすべて必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、又は代替案による場合は、提案書にその旨を記載すること。

また、契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ることを了承すること。

## 4 業務の目的

町、町民、交通事業者、商業施設などが主体的に連携し、交通と生活サービスを「ひとつのサービス」とし、町内の公共交通ネットワークの利便性と持続可能性の向上を図るため広島型MaaS推進事業を活用して、本町における公共交通の現況・問題の調査と課題の整理をし、北広島町乗合タクシー(以下、ホープタクシーという。)の運行事業に予約システム・運行管理システムを導入し、課題を解決することを目的とする。

## 5 契約期間

契約の日から令和5年2月28日までとする。

## 6 委託金額

1,650,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 7 委託内容

本業務においては、次に掲げる業務を委託実施するものである。

### (1) 現況調査

本町における公共交通の現況・問題を調査し、課題の整理する。

### (2) 課題解決に向けた提案と協議

整理した課題の中で、DXの技術を活用し解決できる課題について取組を提案する。また、町が開催する各会議等において、提案説明や協議を行う。

### (3) システムの検討

ホープタクシー運行事業の予約システム・運行管理システムを検討する。また、ホープタクシーと生活サービスを結びつける仕組みやホープタクシーと他の交通手段を連携させ

る仕組みを検討する。

予約システム・運行管理システムの各種データを抽出し、交通再編等の取組に活用できる仕組みを検討する。

#### (4) 社会実装計画の策定

現況調査により課題を整理し、ホープタクシーへ予約システム・運行管理システムを実装するために必要な計画を策定する。

計画策定にあたっては、下記の実証を行うための実証計画を盛り込むものとする。

- ①全町域を対象とした予約システム・運行管理システムの導入
- ②オンデマンド運行に関する実証
- ③ホープタクシー運行と生活サービスとの連携
- ④ホープタクシー運行と他の交通手段との連携

### 8 業務執行体制

本業務を確実に実施する組織体制（責任者、役割分担等）とすること。また、本業務の目的を踏まえ、公共交通行政に精通した人員を配置すること。

### 9 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

#### (2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から10日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

#### (3) 成果品の利用

発注者は、本業務による成果物を自ら利用（発注者が、広島県が実施する広島型MaaS推進事業の地域モデルの構築に協力するための使用や、町が管理するウェブメディア等への掲載、町民に対する説明資料としての配布等）できるものとする。

#### (4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

#### (5) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合

は、北広島町個人情報保護条例（平成17年条例第13号）を遵守しなければならない。

## 10 業務完了の通知等

### （1） 業務完了の通知

契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、業務完了の通知を提出すること。なお、業務の成果物として、次のものを提出すること。

・社会実装計画書及び作成した報告書並びに関連書類のデータでの納品(word、excel など)

### （2） 委託料の請求

完了検査に合格したときは、契約代金の支払いを請求することができる。

## 11 その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と北広島町役場まちづくり推進課が協議し、決定する。